第二号イからハまでに掲げる法人のいずれかに対する投融資等を行つているものを除く」に、「同項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第二号中「第二項第三号」を「第三項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「同じ。）に」を「資源開発事業法人」という。）に」に改め、「（同項第二号に規定する投融資等をいう。以下この号及び第五項において同じ。）」を削り、「同条第二項第二号」を「同項第二号」に改め、同項第三号中「第四項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五十五条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

一　通算法人である法第五十五条第一項の内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（次号において「他の通算法人」という。）のうち資源開発事業法人（同条第二項第一号の資源開発事業法人をいう。）に該当するもの

二　他の通算法人のうち資源開発投資法人（法第五十五条第二項第二号の資源開発投資法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するもの（次に掲げる法人のいずれかに対する投融資等（同項第二号に規定する投融資等をいう。以下この条において同じ。）を行つている法人に限る。）

イ　前号に掲げる法人

ロ　イ又はハに掲げる法人に対する投融資等を行つている資源開発投資法人に該当する他の通算法人

ハ　ロに掲げる法人に対する投融資等を行つている資源開発投資法人に該当する他の通算法人

第三十二条の三第一項中「第五十五条の二第三項第二号」を「第五十六条第三項第二号」に改め、同項第一号中「第五十五条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第二項中「第五十五条の二第三項第五号」を「第五十六条第三項第五号」に改め、同項第三号中「割合」を「払戻等割合」に改め、同条第三項中「第五十五条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改める。

第三十三条の二第一項中「、賠償責任保険」を削り、「及び運送保険」を「、運送保険及び賠償責任保険」に改め、同条第二項第十二号中「次項第七号」を「次項第九号」に改め、同条第三項中「おいて」を「おいて、」に改め、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　賠償責任保険　偶然な事故により損害賠償責任を負担することによつて被る損害を塡補する保険で財務省令で定めるもの

第三十三条の二第二十項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、「（当該各事業年度終了の日において当該法人の行う保険に係る第十三項第一号に規定する異常危険準備金の金額が第五項第一号に規定する当年度保険料等に百分の三十を乗じて計算した金額を超える場合の当該各事業年度を除く。）」を削り、「第五項の規定」を「第六項の規定（第四項第二号及び第三号に掲げる保険に係る部分に限る。）」に、「同項第二号」を「第六項第二号」に、「百分の六」を「第四項第二号に掲げる保険（当該各事業年度終了の日において当該保険に係る第十四項第一号に規定する異常危険準備金の金額が当該保険の第六項第一号に規定する当年度保険料等に百分の三十を乗じて計算した金額を超える場合の当該保険を除く。）については「百分の十」と、第四項第三号に掲げる保険（当該各事業年度終了の日において当該保険に係る第十四項第一号に規定する異常危険準備金の金額が当該保険の第六項第一号に規定する当年度保険料等に百分の三十を乗じて計算した金額を超える場合の当該保険を除く。）については「百分の六」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「共済」を「火災共済」に、「第十三項第一号」を「第十四項第一号」に、「第五項第一号」を「当該火災共済の第六項第一号」に、「第五項の」を「第六項の」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「、同項」を「、同条第一項に規定する政令で定める保険の種類又は共済の種類ごとに、同条第七項」に、「船舶保険及び航空保険に係る同項」を「第四項第一号に掲げる保険に係る同条第七項」に改め、同項第一号中「において」の下に「当該保険又は共済に係る」を加え、同項第二号中「当年度保険料等」を「当該保険又は共済の当年度保険料等」に改め、同号ニ中「第八項第四号」を「第九項第四号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項第一号中「第十項第三号」を「第十一項第三号」に改め、同項第二号イ中「第十項第二号」を「第十一項第二号」に、「第十一項第五号」を「第十二項第五号」に改め、同号ロ中「第十項第二号」を「第十一項第二号」に改め、同号ハ中「第十項第三号」を「第十一項第三号」に改め、同号ニ中「第十項第四号」を「第十一項第四号」に改め、同項第三号ロ中「第十項第二号」を「第十一項第二号」に改め、同号ハ中「第十項第三号」を「第十一項第三号」に改め、同号ニ中「第十項第四号」を「第十一項第四号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項第一号中「船舶保険及び航空保険」を「第四項第一号に掲げる保険」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第一号中「船舶保険及び航空保険」を「第四項第一号に掲げる保険」に、「第十三項」を「第十四項」に改め、同項第二号中「火災保険、風水害保険、動産総合保険、建設工事保険、賠償責任保険、貨物保険及び運送保険」を「第四項第二号から第四号までに掲げる保険」に、「第八項第二号」を「第九項第二号」に、「第十三項第二号ロ」を「第十四項第二号ロ」に、「第十三項第二号ホ」を「第十四項第二号ホ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「保険の種類又は」及び「保険にあつては船舶保険及び航空保険並びに火災保険、風水害保険、動産総合保険、建設工事保険、賠償責任保険、貨物保険及び運送保険とし、共済にあつては」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第五十七条の五第一項に規定する政令で定める保険の種類は、次に掲げる保険の種類とする。

一　船舶保険及び航空保険

二　火災保険及び風水害保険

三　動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険

四　賠償責任保険

第三十三条の四第三項及び第三十三条の五第一項中「及び第五項」を「、第五項」に改め、「まで」の下に「及び第十四項」を加える。

第三十四条第一項中「鉱物及び」を「鉱物（国外にある石炭、亜炭及びアスファルトを除く。）及び」に改め、同条第四項中「（連結事業年度を除く。）」を削り、「又は当該前日までに開始した各連結事業年度で法第六十八条の六十一第一項の規定の適用を受けた連結事業年度のうち」を「のうち」に、「各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該期間内の日を含む連結事業年度（以下この項において「不適用連結事業年度」という。）」を「事業年度（この項において「不適用事業年度」という。）」に、「当該不適用事業年度等」を「各不適用事業年度」に改め、同項第一号中「（不適用連結事業年度における第三十九条の八十八第三項第一号に規定する採掘損失金額の合計額を含む。）」を削り、同項第二号中「当該不適用事業年度等」を「各不適用事業年度」に改め、「（不適用連結事業年度における第三十九条の八十八第三項第二号に規定する採掘所得金額の合計額を含む。）」を削り、同条第五項中「不適用事業年度等」を「不適用事業年度」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　前項に規定する未処理採掘損失金額とは、当該被合併法人の前適用年度（当該適格合併の日の前日を含む事業年度開始の日の前日までに開始した各事業年度で法第五十八条第一項の規定の適用を受けた事業年度のうちその終了の日が最も遅いものをいう。）終了の日の翌日から当該適格合併の日の前日までの期間内の日を含む事業年度（以下この項において「不適用事業年度」という。）がある場合において各不適用事業年度の第四項第一号に規定する採掘損失金額の合計額が各不適用事業年度の同項第二号に規定する採掘所得金額の合計額を超えるときのその超える部分の金額をいう。